

第5期嬉野市農業委員会  
第20回定例総会議事録

令和2年3月5日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第20回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間丹生野 法面保護	R2.3.5	了 承
報告第2号		農地法第3条の規定による許可の取消願いについて		
	1	下野一本松一 他1筆 営農型太陽光発電設備設置	R2.3.5	了 承
報告第3号		農地法第5条の規定による許可の取消願いについて		
		下野一本松一 他1筆 営農型太陽光発電設備設置	R2.3.5	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間本谷 他48筆 使用貸借権・賃借権	R2.3.5	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1~61	久間西ノ前 他104筆 使用貸借権・賃借権	R2.3.5	承 認
	嬉1~21	下野一本松 他51筆 使用貸借権・賃借権	R2.3.5	承 認
		所有権の移転について		
	1	谷所四本谷 他1筆 あっせん	R2.3.5	承 認
	2	谷所三本柳 他1筆 あっせん	R2.3.5	承 認
	3	谷所三本谷 他1筆 あっせん	R2.3.5	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	谷所一本杉 交換	R2.3.5	許 可
	2	谷所一本杉 交換	R2.3.5	許 可
	3	久間黒木 他9筆 売買	R2.3.5	許 可
	4	下宿三本松 他1筆 売買	R2.3.5	許 可

	5	吉田下西川内 売買	R2.3.5	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間堤の浦 資材置場	R2.3.5	許 可
	2	大草野平古場 貸資材置場	R2.3.5	許 可
	3	大草野多々良 資材置場	R2.3.5	許 可
	4	大草野多々良 他2筆 駐車場	R2.3.5	許 可
	5	下宿第七区画整理 一般住宅	R2.2.5	許 可
議案第5号		非農地証明願について		
	1	下宿三本松 駐車場等	R2.3.5	決 定
議案第6号		嬉野市非農地証明書交付事務処理要領の一部改正について	R2.3.5	承 認

第5期嬉野市農業委員会第20回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 3月 5日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 3月5日 午後1時30分 議長 川内 利光  
及び宣告 閉会 3月5日 午後2時31分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	出	事前審査班長 憲章朗読
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	欠	
4	西田 昭義	欠	議事録署名	11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	議事録署名				

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課主任	納富 作男







1番から24番までを一括審議します。

整理番号1番から24番までについて、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書10ページから15ページとなります。

今回は、24件の農用地利用集積計画の解約にかかる申請が出ています。

貸付人は 中通の ○○○○ 様 他22名様、

借受人は 同じく中通の ○○○○ 様 他15名様です。

所在地は、大字久間 本谷 ○○○番○ 他48筆、地目は全て田、

面積は合計で48,624.91㎡、利用権区分は賃借権及び使用貸借権で、  
目的は米・麦・大豆です。

期間は、平成24年1月11日から令和17年11月30日までの間で、

解約理由は、借受人の体調不要によるため等ということです。

いずれも、農地法第18条第6項の規定等による合意解約した旨の通知を受けて  
しております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

よかですか、小作料の単価なんですけども、一応の基準というのは農業委員会で決めてあるんですか。塩田、嬉野、あくまでもお互いの合意なんですあね。

事務局

小作料単価は、契約をもってこられた時はもうすでに合意で2人納得のもとで書かれています。

委員

それは、わかります。あくまでも農業委員会としての小作料の単価設定しちやっとな

事務局

参考資料としての標準価格はあります。

委員

だいたいどんくらいですか。

事務局

ちょっと紙ば見らんとわからんとですよ。

委員

後で、教えて下さい。

委員

ものすごく多かたい。これはなんかあつとですか。

事務局

今回、再設定されるために解約をだしてもらったとが多かったです。来月利用権ででてくるやつもあるし、今回出てるものもあります。まとめてしやすいように交換というかんじでされているのが大半じゃないかなと思います。体調が悪くてというのはいつものその時その時の解約になります。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番から24番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番から24番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。





貸し手人は 下野の ○○○○ 様 他 20 名様、  
借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様 他 16 名様です。  
所在地は、大字下野 一本松 ○○○番○ 他 51 筆、  
地目は田と畑、面積は田が合計で 48,715㎡、  
畑が 6,989㎡で、田畑合計で 55,704㎡です。  
利用権は使用貸借権と賃借権、期間は 3 年から 10 年で、新規及び再設定です。  
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長 それでは、嬉野町の分整理番号 1 番から 21 番について、質疑を行ないます。  
質問、意見はありませんか。

委 員 「無し。」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号 1 番から 21 番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。  
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分整理番号 1 番から 21 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....  
議 長 次に、所有権の移転についてです。整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表 10 ページをご覧ください。  
所有権の移転について、整理番号 1 番です。  
売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○様、  
買い手人は、鳥越の ○○○○様です。  
所在地は、大字谷所 四本松 ○○○番 他 1 筆、  
地目は全て田、面積は合計で 3,325㎡です。  
所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は米・麦・大豆です。  
対価としましては、反当たり 578,000 円、全体で 1,919,000 円です。  
以上です。

議 長 それでは所有権の移転について、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。  
質問、意見はありませんか。

委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号 1 番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。  
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、

整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長  
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号2番です。  
売り手人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、  
買い手人は、三ヶ崎の ○○○○ 様です。  
所在地は、大字谷所 三本柳 ○○○番○ 他1筆、  
地目は全て田、面積は合計で1,889㎡です。  
所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。  
対価としましては、反当たり695,000円、全体で1,313,000円です。  
以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。  
質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、  
整理番号2番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長  
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番です。  
売り手人は 鳥越の ○○○○ 様です。  
買い手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、  
所在地は、大字谷所 三本谷 ○○○番 他1筆、  
地目は全て田、面積は合計で2,646㎡です。  
所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。  
対価としましては、反当たり567,000円、全体で1,500,000円です。  
以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号3番について、質疑を行ないます。  
質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、



整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長  
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番、売買による所有権の移転です。  
譲渡人は 佐賀市の ○○○○ 様、  
譲受人は 冬野の ○○○○ 様、  
所在地は、議案書18ページの別紙①に記載のとおり、  
大字久間 黒木 ○○○番 他9筆、地目は田と畑、  
面積は、田が合計で2,142㎡、畑が合計で908㎡、総合計で3,050㎡。  
譲渡理由は、農業廃止のため、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。  
対価としましては、反当たり327,869円、全体で1,000,000円です。  
図面は23ページから24ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。  
整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長  
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号4番、売買による所有権の移転です。  
譲渡人は 横浜市の ○○○○ 様、  
譲受人は 上岩屋の ○○○○ 様、  
所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番○ 他1筆、地目は全て畑、  
面積は合計で502㎡。  
譲渡理由は、農業廃止のため、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。  
対価としましては、反当たり697,211円、全体で350,000円です。  
図面は25ページから26ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。  
整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。



議 長

それでは、峰班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

今、言われたとおり境もぴしゃつとしてありますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

譲渡人は 万才の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく万才の ○○○○ 様、

所在地は、大字大草野 平古場 ○○○番、地目は宅地（現況：畑）、

面積は80.88㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は貸資材置場用地。

事由は、申請地は休耕地であり、大草野地区付近の工事の際に、資材置場が近くにある方が便利であるため、資材置場用地として転用したいということです。

対価としては、反当たり1,236,400円、全体で100,000円。

東は宅地、西は道路、南は田・宅地、北は道路 です。

図面は33ページと34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

地域担当・班長

ここは、万才地区のちょうど山手の付近ですけれども、諸岡さんの上の空き地というか農地なんですけれども、そこを資材置場にしたいということなんですけれども、資材といっても電柱のちょっと小さいやつ有線テレビなんかを使うような電柱でございます。そういうなものを一時的にここに置くようにしたいということで、下は家があるんですけど、そこは本人の家ということで、まあ問題はないんではなかろうかと思っております。宜しくお願いします。

議 長

峰班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

畑というでもですね、ちょっと、もとあったよと言う感じなんですけど、特に下の家がですね、買う人の家ということで、特に問題はないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

事務局

次に整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

譲渡人は 長谷の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく長谷の ○○○○ 様、

所在地は、大字大草野 多々良 ○○○番○、地目は田、面積は90㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場用地。

事由は、大工業の資材・道具置場として自宅周辺を利用しているが、自宅と隣接している申請地が、新幹線工事により残地となったため、申請地が休耕地でもあり、資材置場用地として転用したいということです。

対価としては、反当たり600,000円、全体で54,000円。

東は高架橋、西は宅地、南は道路、北は田です。

図面は35ページから36ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

地域担当

西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

ここは、うちの集落ですけれども、ようするに今言われましたように、新幹線の残地なんです。で、これを水田に戻してもどうしようもない、コンバインをまわしても枕地ばかりになるところでございます。そういうなことで、ちょうど横し大工さんですから、資材置場にこまっているということで、譲り受けたいということで、今回申請になっているわけです。宜しくお願いします。

議長

班長

それでは、峰班長、審査結果の報告をお願いします。

はい、いわれたとおりですね、新幹線の後残ったというかんじで、特に問題ないと思います。

議長

委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

事務局

次に整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

譲渡人は 長谷の ○○○○ 様、同じく長谷の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく長谷の ○○○○ 様、



所在地は、大字大草野 多々良 ○○○番○ 他2筆、地目は全て田、面積は合計で348㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場用地。事由は、譲受人の駐車場用地が手狭であり、新幹線工事により残地が宅地隣接地に発生したため、駐車場用地として転用したいということです。対価としては、反当たり537,931円、全体で187,200円。東は高架橋・宅地、西は宅地・高架橋、南は田・道路、北は高架橋・宅地です。図面は37ページから38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。西田委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

議 長  
地域担当

ここは、前回審議をさせていただいた○○君の北側の圃場なんですけど、ちょうどあの地権者の陸つづきていますか、一帯的なかたちの中で圃場があったんですけども、○○さんと○○○○君が分けたようなかたちの中で申請があがっているわけでございます。ちょうど新幹線のこっち側にいびつな残地があるんですけどもそこも一帯的なかたちで、お願いをしたいというかたちで申請があがっております。ほんのちかっとなんですけど。どうか宜しく申し上げます。

議 長  
班 長

それでは、峰班長、審査結果の報告をお願いします。

元は、はくが広い田んぼやったと思うんですけど、新幹線が真ん中にいって、とてもあと田にもどすようなあれでもありませんので、特に問題ないと思います。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長  
事 務 局

次に整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

整理番号5番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様、

譲受人は 湯野田の ○○○○ 様、

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○、地目は畑、

面積は418㎡、農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅用地。

事由は、譲渡人と譲受人は義理の親子関係にあり、親である譲渡人宅の近傍に譲受人の住宅を建設するための一般住宅用地として転用したいということです。

対価は、親子間での扱いのためありません。

東は畑・宅地、 西南は道路、 北は宅地・畑です。

図面は39ページから40ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。





委員 今まで、行政嘱託員と行政区長、行政のついとぎた、本来の区長というのは、地域の区長やっけんですね、行政区長ていうないば、今までのような行政嘱託員がそっちに移管になったということ。使い方たいね。行政の区長ていうのは、通常地域の区長ていわんけんくさん。内容も違うとったもんね。区長とさ行政嘱託員は内容が違うとったけんさ、そのへんは一環していっしょになつとかな。

事務局 ご説明いたします。先ほどもご説明しましたようにこれまで行政嘱託員というのは、特別職の公務員ということでしたので、いわゆる政治的な活動は辞めて下さいということをお願いしてあったかと思ひます。すみ分けからいいますと、行政嘱託員というのは、市の方から個人の行政区のもろもろの連絡・取次等のおやくめをしていただく方と、区長さんにつきましては、地域の代表として基本的には別々の役職だと、ただいずれの区におかれましても同一の方が、区長さんが行政嘱託員になられるということがほぼほぼでした。ただ、実例で申しますと、私の地元式浪区で申しますと、式浪区の区長さんは、ご主人だったんですが、この方が県の特別職をされていた関係でですね、うつの行政嘱託員にはなれないということで、急遽奥様がですね、行政嘱託員としてお仕事をすると。ただし、区長としてはご主人がなされるということで機能を分けられて対応された事例もあります。ということで、これまでの分については、行政嘱託員については、市役所の仕事をそれぞれの区でやっていただくもの、区長さんは、区の行事等の取りまとめというかたちでしていただくものということだったと思ひます。この4月からはですね、この公務員という枠がはずれますので、従来とおおり区長さんが、行政区長さんになっていただくのはなにも一切さまたげるものはないと。なので、大きくこれをしちゃいけません、あれをしてはいけませんという従来のは制約は、地方公務員法との制約はかかってこないものというふうに思ひますが、別の座でですね、どうなるんだという話が実はあつておひまして、例えば、選挙関係でですね、従来は行政嘱託員の立場ではダメよと選挙管理委員会からあつたかと思ひます。じゃ4月からはやっつていいのかという話がお尋ねがあつておひしました。ただ、区長さんていうのは、地域の代表者でありますので、地域の輪をわらない程度での活動であればですね、特段妨げる者はないというふうに思ひておひます。例えば、一方を押して、他方がいらっしやればもめるようなことになると市役所としてもですね、なにかのお願いがですね十分にいかなかった可能性があるところありますので、そこは常識の範囲で是非行政区長さんとしてお働きをお願いしたいという話をしたかと思ひておひます。以上です。

委員 手当んごたつとはどぎゃんなつと

事務局 これまでですね、行政嘱託員さん達には報酬というかたちでお支払いをしていましたが、今回市役所から各行政区のお仕事をしていただくにあつてはですね、報酬ではなくて、委託料という名目でですね、お支払いをすると、いわゆる市役所からその区ですね、お願いするしごとを委託を受けてや

